

国営土地改良事業特別徴収金徴収条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第11号

国営土地改良事業特別徴収金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第90条の2第1項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る同項に規定する特別徴収金(以下「特別徴収金」という。)の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別徴収金の徴収)

第2条 県は、国営土地改良事業(別表に定める国営土地改良事業に限る。以下「国営事業」という。)の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該国営事業の工事の完了につき法第113条の2第3項の規定による公告があった日(その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営事業によって受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日)以後8年を経過する日までの間に、次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、その者から、特別徴収金を徴収する。

(1) 当該土地を当該国営事業の計画において予定した用途以外の用途(土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下「政令」という。)第53条の8に規定する用途(政令附則第8項に規定する場合にあっては、同項に定める用途)を除く。以下「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等(所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。)をした場合

(2) 当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)

2 前項に掲げる者が国営事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合には、県は、その者に対する特別徴収金に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収する。

3 国営事業の施行に係る地域内にある土地が次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項の規定にかかわらず、特別徴収金を徴収しない。

(1) 当該土地を一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合

(2) 目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該国営事業による利益を受けていないものとなっている場合

(3) その他政令第53条の9に規定する場合

(特別徴収金の額)

第3条 前条第1項の特別徴収金の額は、第1号に定める額に第3号に定める割合を乗じて得た額から第2号に定める額に第3号に定める割合を乗じて得た額を差し引いて得られる額を限度として知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務局長。以下同じ。)が定める額とする。

(1) 当該国営事業につき法第90条第1項の規定により県が負担する負担金の額

(2) 当該国営事業につき法第90条第9項の規定により県が徴収する負担金の額

(3) 特別徴収金の徴収に係る土地の面積を当該国営事業の施行に係る地域内の土地の面積で除して得た割合に、政令第53条の11第2項において準用する同条第1項の規定に基づき農林水産大臣が定める割合を乗じて得た割合

(特別徴収金の減免及び徴収猶予)

第4条 知事は、次に掲げる場合には、第2条第1項の規定により徴収する特別徴収金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(1) 第2条第2項の規定により県が土地改良区から金銭を徴収する場合において、その徴収の原因となった者が地方税法(昭和25年法律第226号)第15条第1項各号のいずれかに該当するとき又は同法第15条の7第1項各号のいずれかに該当するとき。

(2) 第2条第1項に掲げる者が災害その他やむを得ない理由により特別徴収金の納付が困難であると認められる場合

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

国営東伯土地改良事業